

令和2年度入学者選抜 後期選抜募集要項

福島県立清陵情報高等学校
〒962-0403 福島県須賀川市滑川字西町179番地の6
電話 (0248) 72-1515 FAX (0248) 72-5920

1 募集学科及び募集定員（前期選抜合格者を含む）

課程	大学科	募集学科	募集定員	備考
全 日 制	工業	情報電子科	40名	この学科間で第二志望を認める
		電子機械科	80名	
	商業	情報処理科	80名	この学科間で第二志望を認める
		情報会計科	40名	

ただし、後期選抜は、前期選抜により定員を充足しない学科において実施する。また、通学区域は全県共通である。

2 出願資格

出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

3 出願手続き及び提出書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。
- (3) 中学校卒業生及び卒業見込の者の必要書類
 - ① **入学願書**（県教育委員会において作成したもの）
 - ② 令和2年度福島県立高等学校入学志願に関する**調査書**（中学校で作成）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
 - ③ **受験票用紙**（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ④ **入学検定料納付済証明書用紙**（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(4) 上記(1)以外の者の必要書類

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 健康診断書（令和2年1月以降に医師の診断を受けたもの）
- ③ 履修証明書、学習成績証明書（ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの）
- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(5) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。

(6) 入学願書には、入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。ただし、志願者において消印しない。なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程に出願した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

(7) 出願書類の受付完了後、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

4 出願期間

- (1) 令和2年3月17日（火）から3月18日（水）までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

5 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和2年3月17日（火）から3月23日（月）までとする。

郵送の場合には、3月23日（月）必着とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

6 併願の取扱い

- (1) 同一人が同時に二つ以上の県立高等学校に出願することはできない。

- (2) 志望学科は大学科に属する小学科間（情報電子科と電子機械科、情報処理科と情報会計科）において第二志望までの併願を認める。（「1 募集学科及び募集定員」を参照）

7 出願先変更

志願者は、令和2年3月19日（木）に、1回に限り、出願先を変更することができる。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

- (1) 本校内で出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
- ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- ② 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、本校校長に、後期選抜出願先変更者名簿を持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

8 県外等からの出願

県外等からの出願については、別途提出書類があるので日程等に余裕を持って、直接本校に問い合わせる。

9 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とする。「特別活動等の記録」は、点数化しないが精査する。

(2) 面接

個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（数学・英語）を含む。面接については段階評価するが、中学校における学習活動の成果を問う内容については点数化し20点満点とする。

(3) 小論文

小論文を実施する。あるテーマについて、自分の考えや意見をまとめる小論文とする。小論文については、点数化し30点満点とする。

10 面接及び小論文

- | | |
|------------|---|
| (1) 期 日： | 令和2年3月24日(火) |
| (2) 場 所： | 福島県立清陵情報高等学校 |
| (3) 集 合： | 8:20までに本校生徒昇降口より入り、各受験会場に集合する。 |
| (4) 日 程： | ① 点呼・諸注意 8:20～8:35
② 小 論 文 9:00～9:50
③ 面 接 10:00～ |
| (5) 持 ち 物： | 受験票、筆記用具、上履き、下足袋、昼食(必要な場合) |
| (6) 留意事項： | 携帯電話等の通信機器は持ち込まない。 |

11 合格者発表

- (1) 令和2年3月25日(水)午後3時以降に本校校舎前に掲示する。
- (2) 合格者に対して、受験票と引換えに合格通知書を交付し、併せて入学予定者の事前指導・入学式等の日程及び入学後の経費等の文書を配付するので、午後4時までに来校すること。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

12 その他

- (1) 上記以外の事項については、「令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。
- (2) 後期選抜について不明な点がある場合には、本校に問い合わせること。